## アンケート調査の実施に関する細則

1. 総務委員会の承認

<アンケートを学会内で実施する場合>

- 1) 実施者が学会内の正式な組織(委員会・検討会・勉強会・ネットワーク等)の場合 総務委員会へ届け出て、承認を受けるものとする。
- 2) 実施者が学会内の正式な組織ではない場合
  - (I) 年次集会のワークショップに関連して実施する場合

年次集会の該当ワークショップ参加者のみに実施する場合、届け出は必要ない。 該当ワークショップ参加者を超えるアンケートは総務委員会へ届け出て、承認を 受けるものとする。ただし該当するワークショップ以外でアンケートを公開する 場合は、総務委員会での承認が必要である。

(Ⅱ)研究等の目的で実施する場合

事前に倫理委員会に申請し承認を受けた後、総務委員会へ届け出て、承認を受けるものとする。

<アンケートを学会外で実施する場合>

いずれの目的にせよ、学会名を使用し学会外部にアンケートを実施する場合には総務 委員会へ届け出て、承認を受けるものとする。「学会有志」「ワーキンググループ」な どを学会の名前に付記して行う場合も同様である。

- 2. 届け出事項 (学会ホームページ上のフォームに記入し提出する)
  - 1) 代表者名 所属 連絡先住所
  - 2) 調査対象
  - 3) 実施期間
  - 4) 目的、内容とアンケート方法
  - 5) 研究等の目的で実施する場合は倫理委員会の承認年月日
- 3. アンケートに記載する必要項目

許可後にアンケートを実施する際は

このアンケートは、日本外来小児科学会総務委員会の許可を得て実施している。

このアンケートの実施主体は〇〇である。

と、この2項目を明記し責任所在を明らかにしたうえで行うものとする。また許可なく これらの文言を付記してアンケートをとってはならない。

会員名簿使用に関する費用は、全て調査実施責任者が負うこととする。 この細則は、2018年2月4日より実施する。

## 4. 報告

承認されたアンケート調査の結果については、1年以内に総務委員会に報告するものとする。